

再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業交付要綱

(制定) 令和4年10月26日付 4都環公地温第1770号理事長決定

(改正) 令和5年3月23日付 4都環公地温第3219号理事長決定

(改正) 令和6年4月12日付 6都環公地温第26号理事長決定

(目的)

第1条 この要綱は、再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業実施要綱（令和4年9月5日付4産労産事第49号。以下「実施要綱」という。）第9条第三号に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業（以下「本事業」という。）の助成金（以下「本助成金」という。）の交付等に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 卸電力市場 電力量（kWh）を取引する市場
- 二 需給調整市場 調整力（周波数調整や予備力）を取引する市場
- 三 容量市場 発電することができる能力（kW）を取引する市場
- 四 相対契約 市場の商品を通じた取引以外に、個社毎に個別に契約・供出等されるもの。ただし、東京電力管内において調整力を供出するものに限る。
- 五 接続検討申込み 系統連系希望者が連系先の一般送配電事業者に対して行う、蓄電システム連系時の電力系統への影響や送配電設備の新設・増強工事の必要性等について技術検討するために必要な申込み
- 六 接続検討回答 接続検討申込みを受けた一般送配電事業者が、当該申込みを行った事業者に対して行う連系可否等の回答

(助成対象事業)

第3条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第4条に規定する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- 一 次のいずれかを実施要綱第4条第一号に規定する各種電力市場での取引等とし、当該取引等を通じて、再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大、電力バランスの改善に寄与する事業であること。
 - ア 卸電力市場による取引
 - イ 需給調整市場による取引
 - ウ 容量市場による取引
 - エ 相対契約による取引

- オ その他本助成金の目的に合致する取引等のうち、公社が認めるもの
- 二 第8条に規定する交付申請時まで、都内を管轄する一般送配電事業者から接続検討回答が得られている事業であること。
- 三 本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）を設置する場所において、許認可の取得及び住民説明会の実施等により地元住民等の十分な理解が得られる事業であること。
- 四 公衆安全の確保について、消防法等の適用各種法令等に準拠した計画及び設備導入や、保安体制及び事故検知設備の設置に加え、事故発生時の対応及び体制の構築がされる事業であること。
- 五 各種ガイドライン等に基づいた適切かつ十分なセキュリティ対策等が取られる事業であること。
- 六 定期的に適切な保守管理を行うとともに、異常発生時にも迅速に対応及び復旧できる体制が確保できる事業であること。
- 七 事業実施体制について、各担当の役割が明確かつ適切な事業であること。
- 八 事業実施スケジュールについて、物理的に無理がなく、第22条第2項に規定する期限までに実績報告が可能である見込みが示されている事業であること。
- 九 将来的に再生可能エネルギー電気の有効活用や普及拡大を支えるべく、ビジネスモデルの収支構造が、根拠のある数値等をベースとしており、将来にわたってビジネスを継続できる見込みが示されている事業であること。
- 十 第一号に規定する取引等を行うビジネスモデルについて、市場取引等に経験を持つ事業者である等、実際に実行する体制が適切な事業であること。

（助成対象事業者）

第4条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第5条に規定する者であって、次の要件を全て満たす者とする。

- 一 助成対象事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
- 二 系統連系協議状況等の確認のため、交付申請等の際に提出する情報を、都及び都内を管轄する一般送配電事業者提供することに同意できる者であること。
- 三 助成対象設備のメーカー、それらの制御装置の供給事業者（プログラムの更新実施者を含む。）について、過去五年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないこと、その他の開発供給の適切性が確保されていることを確認することができる者であること。

（助成対象設備）

第5条 助成対象設備は、実施要綱第6条に規定する設備であって、その電池種別ごとに別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第7条に規定する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は助成対象経費としない。

一 第10条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費

二 助成対象事業に係る消費税及び地方消費税

三 金融機関に対する振込手数料（ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は、助成対象経費として計上することができるものとする。）

四 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

3 助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、本助成金の交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とする。

(本助成金の額)

第7条 本助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、実施要綱第8条に規定する額とする。

(本助成金の交付申請)

第8条 本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、公社が別に定める期間中に助成金交付申請書（第2号様式）その他の別表第2に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 前項の規定による申請において、実施要綱第5条第2項に該当する場合にあっては、リース事業者及びリース使用者が共同で申請を行わなければならない。

3 前2項の規定は、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第18条、第20条第2項、第21条第1項、第22条第1項、第25条第3項、第29条第1項の規定により申請書等を公社に提出する場合に準用する。

4 公社に申請した申請書類に不備がある場合、第1項及び第2項の規定により交付申請した助成対象事業者（以下「交付申請者」という。）又は第9条に規定する手続代行者に対して、公社が修正を求めた日の翌日から起算して30日以内に交付申請者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を撤回したものとみなす。

5 公社が受理した申請書類に不備がある場合、交付申請者又は第9条に規定する手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して30日以内に交付申請者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、その申請を取下げたものとみなす。

(手続代行者)

第9条 助成対象事業者は、前条の規定による交付申請に係る手続（第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第18条、第20条第2項、第21条第1項、第22条第1項、第25条第3項、第29条第1項の手続を含む。）の代行を、第三者に対し依頼することができる。

2 前項の規定により依頼を受け、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、実施要綱第5条第1項第二号の要件を満たし、同条第3項各号に該当しないものであることとする。

3 手続代行者は、この要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業を円滑に推進しなければならない。

4 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

(本助成金の交付決定)

第10条 公社は、第8条の規定により本助成金の交付申請を受理した場合は、当該申請の内容について別に定める評価基準に基づく審査の上、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 公社は、第8条の申請をした助成対象事業者に対し、前項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第6号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

4 公社は、前項の通知を行うに当たっては、審査内容等を非公表とする。

(交付の条件)

第11条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

一 助成事業者は、この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

二 助成事業者は、公社が第24条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

三 助成事業者は、公社が第25条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第26条第2項の規定に基

づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 27 条第 2 項の規定に基づき延滞金を納付すること。

四 助成事業者は、公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

五 都の要請に応じて、電力需給ひっ迫時における東京電力管内への電気の供給に努めること。

六 第 22 条に規定する実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して 3 か年度は、助成対象設備の運用データ及び活用状況について、当該各年度の翌年度の 5 月末日までに、活用状況報告書（第 8 号様式）その他の別表第 3 に掲げる書類を公社に提出すること。

七 助成事業者は、都又は公社が電力系統に直接接続する大規模蓄電池（以下「系統用大規模蓄電池」という。）の導入及び活用に関する取組の普及啓発に係る事例として、助成事業名、助成事業者名、所在地、助成事業の内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。

八 助成事業者は、助成対象設備の概要、設置場所、設置目的等、系統用大規模蓄電池の導入及び活用に関する取組について、他の事業者の参考となる情報をインターネットの利用により公表すること。

九 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、この要綱その他法令の規定を遵守すること。

（契約等）

第 12 条 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収又はその他の方法により、競争に付さなければならない。ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合等、公社が認めた場合はこの限りでない。

（事業開始に伴う届出）

第 13 条 助成事業者は、第 10 条第 3 項の交付決定通知書を受領した日から 6 か月以内に助成事業に着手しなければならない。ただし、公社が認める場合はこの限りでない。

2 助成事業者は、助成事業に着手した日から 14 日以内に、助成事業開始届（第 9 号様式）その他の別表第 4 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。ただし、公社が認める場合はこの限りでない。

（申請の撤回）

第 14 条 助成事業者は、第 10 条第 1 項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第 3 項の本助成金の交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、助成金交付申請撤回届出書（第 10 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の届出書の提出があったときには、その内容を都に報告するものとする。

(助成事業の承継)

第 15 条 助成事業者の地位の承継（相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権移転に限る。）が行われた場合において、助成事業者の地位を承継した者（以下「承継者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、承継者は、助成事業承継承認申請書（第 11 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継者が当該助成事業を継続して実施することの承認又は不承認を決定し、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第 12 号様式）により、承継者へ通知する。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の計画変更の承認)

第 16 条 助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第 13 号様式）を提出しなければならない。ただし、事業の目的及び効果に影響を与えない軽微な変更及び第 12 条の規定に基づく計画変更については、この限りでない。

一 助成事業の内容を変更しようとするとき。

二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、助成対象経費の増額は承認しないものとする。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、前項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に対し、助成事業計画変更承認通知書（第 14 号様式）により通知するものとする。

5 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 17 条 公社は、本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取り消しを行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第 18 条 助成事業者は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等（以下「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（第 15 号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第 19 条 助成事業者は、第 10 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継（第 15 条の場合を除く。）させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(事業遅延等の報告)

第 20 条 助成事業者は、第 8 条第 1 項の規定により提出した事業実施計画書又は第 16 条第 1 項の規定により提出し、同条第 2 項の規定により承認を受けた助成事業計画変更申請書の内容に基づき事業を進捗させるよう努めなければならない。

2 助成事業者は、やむを得ない事由により事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに事業遅延等報告書（第 16 号様式）を提出しなければならない。

3 公社は、前項の事業遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

4 公社は、助成事業者が前項に基づき必要な是正をしないときは、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成事業の中止又は廃止の報告)

第 21 条 助成事業者は、助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに助成事業中止（廃止）申請書（第 17 号様式）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、中止又は廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に対し、助成事業中止（廃止）承認通知書（第 18 号様式）により通知するものとする。

5 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

第 22 条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、実績報告書兼助成金交付請求書（第 19 号様式）その他の別表第 5 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項に規定する提出は、助成事業が完了した日（助成対象設備の設置に係る工事完了日、系統連系完了日又は経費支払い完了日のいずれか遅い日のことをいう。）から 30 日以内又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第 1 項の規定による提出について、天災地変その他助成事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間までに行うものとする。

- 4 公社は、第1項の書類に不備がある場合、助成事業者又は第9条に規定する手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して30日以内又は修正を求めた時に指定した期限以内に助成事業者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、公社は交付決定を取り消すことができる。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第23条 公社は、前条第1項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第10条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成事業者に対し助成金額確定通知書(第20号様式)により通知し、本助成金を支払うものとする。

- 2 前項の規定により確定する本助成金の額は、第10条第3項の交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあっては、変更された後の額)と、助成金の実績報告額のいずれか低い額とする。

(交付決定の取消し)

第24条 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第10条第1項に規定する本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者(法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第1項の規定により取消しを行った場合は、速やかに当該助成事業者に対し、助成金交付決定取消通知書(第21号様式)により通知するものとする。

(本助成金の返還)

第25条 公社は、助成事業者に対し、第17条又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、助成金返還請求通知書(第22号様式)により期限を付して本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報

告書（第 23 号様式）を提出しなければならない。

- 4 前項の規定は、次条第 1 項の規定による違約加算金及び第 27 条第 1 項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

第 26 条 公社は、第 24 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第 1 項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（延滞金）

第 27 条 公社は、助成事業者に対し、第 25 条第 1 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

（他の助成金等の一時停止等）

第 28 条 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

（財産の管理及び処分）

第 29 条 助成事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、処分制限期間 6 年間、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ることとし、処分をしてはならない。
- 二 助成事業者は、前号の期間に、助成対象設備の譲渡等（第七号に規定する処分を除く。）により取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。この場合において、助成事業者における本助成金の交付に伴う全ての条件、

義務等は、当該変更後の所有者（以下「変更後所有者」という。）に移転するものとし、当該変更後は、当該条件、義務等に係るこの要綱に規定中「助成事業者」とあるのは「変更後所有者」と読み替えて、当該各規定を適用する。

- 三 前号の承認を受けようとするときは、助成事業者及び当該変更後所有者は、速やかに所有者変更承認申請書（第 24 号様式）を公社に提出しなければならない。
- 四 公社は、前号の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めるときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとする。
- 五 公社は、前号の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 六 公社は、第四号の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に対し、所有者変更承認通知書（第 25 号様式）により通知するものとする。
- 七 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のものの処分をしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 26 号様式）により公社の承認を受けること。ただし、6 年間を経過した場合及び天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。
- 2 公社は、前項第七号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合には、助成事業者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を財産等の処分に係る納付額通知書（第 27 号様式）により請求するものとする。
- 3 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 助成事業者は、前項の規定により算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 5 公社は、第 1 項第七号の規定により取得財産等処分承認申請書による申請を受けたときは、当該申請に対する処分を承認し、速やかに財産等処分承認通知書（第 28 号様式）により通知するものとする。ただし、第 2 項の規定により算出金を請求する場合は、当該処分の承認及び通知は算出金が納付された後に行う。
- 6 公社は、前項の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成事業の経理）

第 30 条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の書類について、第 22 条第 1 項の規定により実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から第 29 条第 1 項第七号に定める 6 年間を超過するまでの期間保存しておかなければならない。

（調査等）

第 31 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の

物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定により報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(指導・助言)

第 32 条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 33 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び他の地方公共団体が行う補助金等の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

- 2 公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が都及び国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を都、国、他の地方公共団体等と協議の上、当該都、国、他の地方公共団体等から収集することができる。
- 3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集しない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 34 条 本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に公社に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による通知等)

第 35 条 本事業に係る通知等（以下「通知等」という。）については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の公社が指定する表示をする場合に限る。

なお、電子署名規程（令和 5 年 11 月 24 日付 5 都環公総総第 569 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、通知等における電子署名は省略することができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知等は、当該通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 3 通知等のうち当該通知等に関する他の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該規定にかかわらず、通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明

書を当該通知等と併せて公社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することをもって代えることができる。

(その他)

第 36 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則（令和 4 年 10 月 26 日付 4 都環公地温第 1770 号）
この要綱は、令和 4 年 10 月 26 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日付 4 都環公地温第 3219 号）
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 12 日付 6 都環公地温第 26 号）
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 助成対象設備（第5条関係）

電池種別	要件
共通事項	<p>①防護及び保護装置について、蓄電システムに合わせた火災検知システム、火災警報器、消火設備の計画・設置及び消防法等にて要求される事項に準拠したものであること。</p> <p>②使用上の情報について、蓄電システムに合わせた危険表示や安全表示、立ち入り禁止区画の表示等及び安全設計を行うことに加え、関係者の機能へのアクセスや教育訓練の機会の確保がなされているものであること。</p>
リチウムイオン	<p>類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なものであること。</p> <p>なお、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リユース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明すること。</p>
NAS	<p>類焼に関する安全設計について、火災安全性能に対する第三者評価通知書等の提出が可能なものであること。</p>

別表第2 交付申請時に必要な提出書類（第8条関係）

No.	提出書類	様式	提出	チェック	備考
1	助成金交付申請書	第2号様式	○		
2	助成対象事業経費内訳	第2号様式別紙1	○		
3	助成対象設備の機器リスト	第2号様式別紙2	○		
4	誓約書	第3号様式	○		
5	助成対象事業の実施に係る同意書	第4号様式	△		助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設又は土地の所有者が異なる場合に提出すること。
6	事業実施計画書	第5号様式	○		
7	助成事業に要する経費及びその調達方法	第5号様式別紙1	○		
8	登記簿謄本（現在事項全部証明書）の写し	添付資料1	○		
9	会社・団体概要	添付資料2	○		
10	財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）直近3か年分	添付資料3	○		
11	設置場所（建物又は土地）の全部事項証明書の写し	添付資料4	○		
12	工事に係る工程表	添付資料5	○		
13	見積書	添付資料6	○		複数社分を提出すること。
14	自社製品の調達等に係る経費の算定根拠	添付資料7	△		助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達等がある場合に提出すること。
15	金融機関から確実に融資されていること又はされることがわかる書類（写し）	添付資料8	△		
16	設備の仕様内容がわかるもの（仕様書等）	添付資料9	○		
17	予定している蓄電池モジュールメーカーによる事故の原因と対策を示した資料	添付資料10	△		過去に「発煙・発火」に類する事故を起こした蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合に提出すること。
18	単線結線図	添付資料11	○		
19	機器配置図	添付資料12	○		
20	接続検討回答書類の写し	添付資料13	○		接続検討申込に対する一般送配電事業者からの回答書類の写しを提出すること。
21	助成事業実施場所における地元調整等の状況説明資料	添付資料14	○		
22	主たる出資者等による助成事業の履行に係る確約書	添付資料15	△		
23	リース契約書及びリース計算書（案）	添付資料16	△		リース契約を行う場合に提出すること。
24	第三者利用許可書、賃貸借契約書等の写し	添付資料17	△		助成対象事業者と助成対象設備を設置する施設又は土地の所有者が異なる場合に提出すること。
25	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料18	△		必要な場合に提出すること。

No.	提出書類	様式	提出	チェック	備考
26	国等の補助金等において受領した交付決定通知書等（写し）	添付資料19	△		・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・交付申請時点で国等の交付決定通知書を受領していない場合は受領次第提出すること。
27	電子データ一式			△	郵送により提出する場合は、申請様式書類の電子データ（PDF等）を記録したCD-R等のメディアを提出すること。
28	その他公社が必要と認める書類	添付資料20	△		必要な場合に提出すること。

別表第3 活用状況報告時に必要な提出書類（第11条関係）

No.	提出書類	様式	提出	チェック	備考
1	活用状況報告書	第8号様式	○		
2	運用データ概要説明資料	添付資料1	○		
3	電子データ一式			△	郵送により提出する場合は、申請様式書類の電子データ（PDF等）を記録したCD-R等のメディアを提出すること。
4	その他公社が必要と認める書類	添付資料2	△		必要な場合に提出すること。

別表第4 事業開始時に必要な提出書類（第13条関係）

No.	提出書類	様式	提出	チェック	備考
1	助成事業開始届	第9号様式	○		
2	助成対象事業経費内訳	第9号様式別紙1	△		申請時から変更があった場合に提出すること。
3	工事に係る工程表	添付資料1	△		申請時から変更があった場合に提出すること。
4	工事契約書（写し）	添付資料2	○		
5	見積書	添付資料3	△		申請時から変更があった場合に提出すること。
6	リース契約書及びリース計算書（写し）	添付資料4	△		リース契約を行う場合に提出すること。
7	助成事業実施場所における地元調整等の状況説明資料	添付資料5	△		交付申請時実施予定の場合に提出すること。
8	電子データ一式			△	郵送により提出する場合は、申請様式書類の電子データ（PDF等）を記録したCD-R等のメディアを提出すること。
9	その他公社が必要と認める書類	添付資料6	△		必要な場合に提出すること。

別表第5 実績報告時に必要な提出書類（第22条関係）

No.	提出書類	様式	提出	チェック	備考
1	実績報告書兼助成金交付請求書	第19号様式	○		
2	助成対象事業経費内訳	第19号様式別紙1	○		
3	助成対象設備の機器リスト	第19号様式別紙2	○		
4	工事に係る工程表	添付資料1	○		
5	設備の仕様内容がわかるもの（仕様書等）	添付資料2	△		申請時から変更があった場合に提出すること。
6	単線結線図	添付資料3	○		
7	機器配置図	添付資料4	○		
8	銘板写真	添付資料5	○		
9	工事写真	添付資料6	○		
10	契約書（写し）	添付資料7	○		
11	請求書（写し）	添付資料8	○		
12	領収書（写し）	添付資料9	○		
13	保証書又は出荷証明書（写し）	添付資料10	○		
14	試運転結果報告書	添付資料11	○		
15	電力会社との協議内容がわかる資料	添付資料12	○		
16	国等の補助金等において受領した交付額確定通知書等（写し）	添付資料13	△		<ul style="list-style-type: none"> ・国等の補助金等の交付を受ける場合に提出すること。 ・実績報告書提出時に国等の交付額決定通知書の受領が間に合わない場合は、公社に相談すること。
17	許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項等がわかる資料	添付資料14	△		交付申請時に提出した資料について、確定資料（許認可証等）を提出すること。
18	助成対象事業の概要、系統用大規模蓄電池の導入及び活用の取組内容が公表されていることがわかる資料	添付資料15	○		
19	振込口座が確認できる資料	添付資料16	○		
20	電子データ一式		△		郵送により提出する場合は、申請様式書類の電子データ（PDF等）を記録したCD-R等のメディアを提出すること。
21	その他公社が必要と認める書類	添付資料17	△		必要な場合に提出すること。